

静岡産業大学いわた総合スポーツクラブ規程

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本クラブは、「総合型地域スポーツクラブ いわた総合スポーツクラブ」(以下「クラブ」という。)と称する。

(事務局)

第2条 クラブは、事務局(以下「クラブ事務局」という。)を静岡県磐田市大原1572番地1 静岡産業大学磐田事務局内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 クラブは、子どもから大人までが、スポーツを通じて豊かなスポーツ文化を創造し、人々の心身の健全な育成と社会の発展に貢献することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 クラブは、目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 大人の健康・体力づくりを図る活動
- (3) スポーツを通じた地域連携を図る活動
- (4) スポーツコンテンツの情報発信活動
- (5) スポーツの普及発展に寄与する活動

(事 業)

第5条 クラブは、第3条の目的を達成し、かつ、第4条の活動を推進するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 各種クラブ活動
- (2) 各種スポーツ教室
- (3) 各種イベント
- (4) 各種研修会・講演会
- (5) 調査研究
- (6) 指導者育成
- (7) 会員相互の親睦を深めるための活動
- (8) その他クラブの目的達成のために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第6条 このクラブの会員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本 会 員 スポーツスクールに入会し事業に参加する個人
- (2) 準 会 員 スポーツスクール以外のプログラムに参加する個人
- (3) 賛助会員 クラブの目的に賛同して、事業を賛助いただける個人及び団体

(入会資格)

第7条 クラブに入会できる者は、クラブの目的に賛同する者とし、入会後はクラブが定める規程等を遵守するものとする。

(入会手続)

第8条 クラブに入会を希望する者は、所定の手続きを行うとともに、会費を納入しなければならない。

(会 費)

第9条 会費の額及び納入方法については別に定める。また既納の会費は返還しない。

(会員の権利)

第10条 入会手続を完了したものは、会員として、クラブの事業に参加することができる。

(退 会)

第11条 原則として会費を納入しない会員は、別に定める手続きに基づき、退会とみなす。

(退会手続)

第12条 退会を希望する者は、別に定める手続きを行うこととする。

(除 名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、役員会の議決により除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規程等に違反したとき。
- (2) このクラブの名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第14条 クラブには、次の各号に掲げる者を置く。

(1) 役員 5名以上10名以内（うち、会長1名、副会長1名）

(2) 監事 法人監事が兼ねる。

2 役員及び監事の他、クラブ顧問を置くことができる。

（役員を選任）

第15条 役員及びクラブ顧問は、学校法人新静岡学園理事長が任命し、相互に兼ねることができない。

2 会長、副会長は、役員相互により決定し、学校法人新静岡学園理事長が任命する。

（役員職務）

第16条 会長は、クラブの会務を統括し、クラブを代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 役員は、役員会を構成し、クラブ運営の重要事項を審議する。

（監事職務）

第17条 監事はクラブの会務及び業務を監査する。

（クラブ顧問職務）

第18条 クラブ顧問は、クラブに助言をする。

（役員、監事及びクラブ顧問任期）

第19条 役員、監事及びクラブ顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

（職員）

第20条 クラブ事務局には、統括マネージャー及びクラブマネージャーその他職員を置く。

第5章 会議

（会議の種類）

第21条 クラブの会議は、役員会及び運営協議会とする。

（会議議長）

第22条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

2 運営協議会の議長は、委員相互により決定する。

（役員会構成）

第23条 役員会は、役員によって構成する。

2 監事、クラブ顧問及び運営協議会議長は役員会に出席し、意見や助言等を述べることは

できる。

(役員会の招集及び機能)

第24条 役員会は、会長が招集し、会長が必要と認める事項について審議する。

(運営協議会の構成)

第25条 運営協議会は、委員によって構成する。

2 委員は、役員会にて選任する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 役員、監事及びクラブ顧問は、運営協議会に出席することができる。

(運営協議会の招集及び機能)

第26条 運営協議会は、会長が招集し、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ意見を述べるものとする。

(1) 役員会に付議すべき事項

(2) 役員会から委任された事項

(3) クラブの運営に係る提言

(4) その他会長が必要と認める事項

(運営協議会の運営)

第27条 運営協議会の開催、運営については、別に定める。

第6章 会 計

(経 費)

第28条 クラブの経費は、会費、事業などによる収入、補助金、寄付金、協賛金、その他の収入をもって充てる。

(管 理)

第29条 クラブの会計事務は、クラブ事務局で行い大学磐田事務局が所管する。

(会計年度)

第30条 クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

第7章 責 務

(会 員)

第31条 会員は、クラブの諸規則を遵守し、責任者及び指導者の指示に従い、自己の責任において行動する。

(クラブ及び指導者等)

第32条 クラブ及び指導者等は、会員の活動中の盗難、傷害等の事故に対しても一切の責任を負わない。

(会員の事故等責任)

第33条 クラブの活動に際しては、本クラブ規程または諸規則を遵守し、自己の責任において行動することとし、事故等が起こった場合は、規則で定める保険の適用範囲内において補償する。ただし、本会員及び準会員は本クラブに対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

(守秘義務)

第34条 クラブ内で知り得た個人に関する情報は、何人もこれを他言または部外へ持ち出すことを禁ずる。

(庶務)

第35条 クラブに関する庶務は、クラブ事務局で行い総合スポーツクラブ運営事務局が所管する。

第8章 規程の改正

(規程の改正)

第36条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年9月27日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「総合型地域スポーツクラブ いわた総合スポーツクラブ規約(平成28年12月14日施行)」は、平成29年9月26日をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

別紙 1

【会費等】

会員種別	入会金	年会費	月会費
本 会 員	4,000 円	3,000 円	別に定める
準 会 員	なし	会費（参加料）は別に定める	
賛助会員	なし	10,000 円（1 口）	—

(注)

1. 本会員で、家族で入会する場合は、2 人目以降の入会金は免除する。
2. 賛助会員特典として、パンフレットやホームページに社名もしくは個人名を表示する。
3. 教職員及びその家族が本会員になる場合は、入会金を免除し、月会費を半額にすることができる。